

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和4年9月5日(月)			
会議時間	開会	午後3時00分	閉会	午後3時17分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一		委員 千葉 栄生	
	委員 佐々木 久助		委員 佐藤 浩	
	委員 武田 ユキ子		委員 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	熊谷局長補佐兼調査係長			
紹介議員				
出席説明員				
参考人				
本日の会議に 付した事件	請願審査 請願第5号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再 審制度の速やかな改正を求める請願			
議事の経過	別紙のとおり			



## 総務常任委員会記録

令和4年9月5日

(開会 午後3時00分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

請願第5号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願を議題とします。

前回の委員会では、請願者である日本国民救援会岩手県本部の水戸会長に参考人として出席いただき、意見を聞いたところであります。

未定稿ではありますが、会議録をお手元に配付しております。

暫時休憩します。

(休憩 15:01～15:06)

委員長 : 再開します。

次に、意見交換を行います。

本日は採決を行うことで進捗したいと思っておりますので、各委員からそれぞれ意見の発表をお願いしたいと思います。

挙手のあった委員から順に簡潔に発言をお願いしたいと思います。

佐藤浩委員。

佐藤(浩)委員 : 私の意見とすれば、請願の趣旨については理解したところであります。

請願内容について、確かにそういった状況にあるということが理解できましたけれども、請願事項となっている全面的な証拠開示とか、検察官の不服申立てができない制度に改正することについては、法的に難しい問題もあり、一市町村議会でこの辺について意見を述べるのはいかなるものかと思っておりますので、私はこの請願については、不採択にまわりたいと思っております。

委員長 : 千葉幸男委員。

千葉(幸)委員 : 請願の趣旨については理解できるが、地方議会が法律の問題に踏み込んで、採択していいものかという疑問が残りますので、採択しかねるというところです。

委員長 : 佐々木委員。

佐々木委員 : 様から説明をいただいた内容の趣旨は理解できるところがありましたが、請願

されております法律的問題に対する解釈、判断というのは、地方議会というよりも私個人の任としての判断には重すぎるという状況からして、判断できないものを身勝手に採択するのはどうかということで、請願は不採択というように考えております。

委員長：千葉栄生委員。

千葉(栄)委員：私は十分請願者の意思を理解しております。

罪のない人が裁かれているという状況、それを止めるのが難しいということが一番の問題だと私は思います。

そのためにも、制度を見直して、問題点があることは事実なので、早く見直しを進めるためにも、市町村から声を上げるべきと思い、採択することに賛成いたします。

委員長：小岩委員。

小岩委員：基本的なことを聞きますが、そもそも請願者である日本国民救援会とはどういう組織でしょうか。

委員長：全国的に様々取り組んでいる組織のようです。

実際どういう背景かなどは分かりませんが、1918年に結成された人道団体、戦前は治安維持法の弾劾犠牲者の救援活動を行い、戦後は憲法と世界人民宣言を羅針盤として、弾圧事件、免罪事件あるいは国や企業の不正に立ち向かう人を支え、全国で100件を超える事件を支援しているということで、長い伝統があって、先ほど言ったような人々を救援するために作られた組織という中身のようです。

暫時休憩します。

(休憩 15:11～15:12)

委員長：再開します。

今、組織について大雑把に説明しましたが、その上で、小岩委員の意見をお願いしたいと思います。

小岩委員：こういう人権問題をメインに活動しているということであれば、採択に賛成しますが、インターネットで調べてみると、今の情報以外にいろいろな情報が出てきて、素直に採択していいのかという疑問がありますので、私も皆さんがおっしゃるように、我々の判断でこういう大きな人権問題に関して、ああだ、こうだと言えないような気がしますので、私は不採択の考えです。

委員長：武田委員。

武田委員：私は、この問題を判断するに至るまでの知識も、資料的なものも難しい状況にありま

す。

したがいまして、本当はもっといろいろな角度から、研究なり、調査をするというのが本来の筋であろうと私は思います。

今ここで判断をするということであれば、当然そのような未熟な条件の中で、判断をするような事案でないということでもありますから、採択には賛成できかねます。

委員長：佐藤幸淑委員。

佐藤（幸）委員：私も今回の請願に関しまして、趣旨は理解するところでございます。

しかし、私の思いといたしましては、今回この請願を採択することによって、司法制度にも影響があるのではないかと心配をしております。

我々地方議員として請願採択ということは難しいと思っておりますし、また、現在は国会でもこの件に関して検討中だということも理解してございますので、私はそれを見守るべきだと思っておりますので、不採択です。

委員長：皆さんから意見をお聞きしました。

以上で意見交換を終わります。

これより採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

これより採決を行います。

請願第5号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願を採択することに賛成者の挙手を願います。

（「賛成者挙手」）

委員長：挙手少数です。

よって請願第5号は、不採択とすべきものと決定しました。

ただ今の審査の報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

その他、皆さんから何かございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長 : なければ、以上で本日の委員会を終了します。  
御苦労さまでした。

(閉会 午後 3 時 17 分)